



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1027	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	1
1028	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
1029	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	2
1030	公共測量の実施	(技術調査課).....	3
1031	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1032	〃	(〃).....	4
1033	道路の供用開始	(〃).....	4
1034	〃	(〃).....	4
1035	一般競争入札による落札者の決定	(河川課).....	4
1036	和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収事務委託	(港湾空港振興課).....	5

○ 公安委員会告示

55	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	5
----	--------------------------------	-------	---

○ 警察本部告示

12	一般競争入札による落札者の決定	7
----	-----------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1027号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30714013 88	株式会社結ゆい	ヘルパーステーション結	和歌山県海南市藤白14 2-5	訪問介護	令和 3.10.1	令和 9.9.30
30721010 52	合同会社宝樹	ヘルパーステーションあさがお	和歌山県日高郡日高町 比井447	訪問介護	令和 3.10.1	令和 9.9.30
30723009 93	合同会社シエスタ	訪問介護シエスタ	和歌山県新宮市浮島1- 28 中本ビル2-1	訪問介護	令和 3.10.1	令和 9.9.30
30723010 09	合同会社さらさら	訪問介護さらさら	和歌山県新宮市新宮36 51-1	訪問介護	令和 3.10.1	令和 9.9.30
30710014 02	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	養護老人ホーム国城寮	和歌山県橋本市隅田町 河瀬907	特定施設入居者生活介護	令和 3.10.1	令和 9.9.30

和歌山県告示第1028号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400722	茨共同作業所	海南市岡田21番地2F	就労継続支援A型 就労継続支援B型	特定なし	株式会社 エム・オー・エヌ	海南市岡田21番地2F	令和3.10.1

和歌山県告示第1029号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源栄谷店
和歌山県和歌山市延時字水口10番地の1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年5月15日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,400㎡
- 駐車場の収容台数
47台
- 駐輪場の収容台数
50台
- 荷さばき施設の面積
35.0㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量
11.0㎡
- 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後9時15分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

7か所（敷地東側2か所、隔地西側4か所及び隔地東側1か所）

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和3年9月14日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年10月15日から令和4年2月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1030号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（三次元データ計測）

2 作業期間 令和3年10月15日から令和4年2月28日まで

3 作業地域 和歌山県の一部

和歌山県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町大内川字上栖94 3番5地先から同市中辺路町大内 川字高畑975番地先まで	旧	4.20 } 12.40	361.10	
同上	新	6.90 } 19.80	361.10	

和歌山県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野上秋津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上秋津字塚3257番4地先から同市上秋津字塚3262番1地先まで	旧	6.09 } 15.68	27.74	
同上	新	7.17 } 16.73	27.00	

和歌山県告示第1033号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長野上秋津線

供用開始の区間 田辺市上秋津字塚3257番4地先から同市上秋津字塚3262番1地先まで

供用開始の期日 令和3年10月15日

和歌山県告示第1034号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩田保呂線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町生馬字生馬口1497番8地先から同町生馬字生馬口1504番1地先まで

供用開始の期日 令和3年10月15日

和歌山県告示第1035号

統合監視カメラシステム構築業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達役務の名称及び数量
統合監視カメラシステム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サイバーリンクス
和歌山市紀三井寺849番地の3
- 5 落札金額
286,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額26,000,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年8月20日

和歌山県告示第1036号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収事務を令和3年4月1日から次の者に委託した。

令和3年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市汐見町三丁目34番地 富士警備保障株式会社

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第55号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和3年10月15日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

- 1 審査の種別及び級
(1) 空港保安警備業務1級及び2級
(2) 施設警備業務1級及び2級
(3) 交通誘導警備業務1級及び2級
(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
(5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 審査日時
令和3年12月2日（木）午前10時から午後5時まで
- 3 審査場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 会議室8

4 定員

合計5名

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

(1) 和歌山県内に住所を有する者

(2) 所属する営業所が和歌山県内にある者

(3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

6 審査の種別及び級に応じた要件

(1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格していること。

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申請期間

令和3年11月10日（水）及び同月11日（木）の2日間の各日とも午前9時から午後5時までの間

9 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）

オ その他

（ア）和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1通

（イ）和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

（ウ）和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、（ア）又は（イ）のいずれかの書面 1通

（エ）和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、（ア）及び（イ）の書面は要しない。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

10 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参するとともに、マスクを着用すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

11 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導室銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3053・3054）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第12号

放置駐車違反管理システム構築委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年10月15日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

放置駐車違反管理システム構築委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和3年8月12日

4 落札者の氏名及び住所

富士テレコム株式会社大阪支店

大阪府大阪市中央区本町三丁目2番8号

- 5 落札金額
80,520,000円（うち消費税及び地方消費税の額7,320,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年6月29日